

鈴鹿市職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 2 8 号

鈴鹿市職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市職員の旅費の支給に関する規則（昭和 3 4 年鈴鹿市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
第 6 条 略 <u>（宿泊費基準額）</u>	第 6 条 略
第 7 条 <u>条例第 13 条本文に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。</u>	
2 <u>条例第 13 条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が別表に定める宿泊費基準額の額を超える場合であつて、出張命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。</u>	
<u>（1） 会議、研修その他行事に参加する場合において、主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。</u>	
<u>（2） 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。</u>	
（転居費の算定方法）	（転居費の算定方法）

第 8 条 条例第16条第 1 項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とし、出張命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行つた各号の規定により算定した額の合計額とする。

- (1) 略
- (2) 職員又は家族が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるときは、当該額とする（この項に規定する現に運送を行つた各号の規定により算定した額を合計する場合であつて、前号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）。

第 9 条～第12条 略
別表（第 7 条関係）

<u>区分</u>	<u>宿泊費基準額</u> <u>（ 1 夜につき）</u>
<u>北海道</u>	<u>15,000 円</u>
<u>青森県</u>	<u>12,000 円</u>
<u>岩手県</u>	<u>10,000 円</u>
<u>宮城県</u>	<u>12,000 円</u>

第 7 条 条例第16条第 1 項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 略
- (2) 職員又は家族が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

第 8 条～第11条 略

<u>秋田県</u>	<u>11,000 円</u>
<u>山形県</u>	<u>10,000 円</u>
<u>福島県</u>	<u>9,000 円</u>
<u>茨城県</u>	<u>11,000 円</u>
<u>栃木県</u>	<u>11,000 円</u>
<u>群馬県</u>	<u>12,000 円</u>
<u>埼玉県</u>	<u>16,000 円</u>
<u>千葉県</u>	<u>17,000 円</u>
<u>東京都</u>	<u>21,000 円</u>
<u>神奈川県</u>	<u>16,000 円</u>
<u>新潟県</u>	<u>16,000 円</u>
<u>富山県</u>	<u>11,000 円</u>
<u>石川県</u>	<u>10,000 円</u>
<u>福井県</u>	<u>10,000 円</u>
<u>山梨県</u>	<u>13,000 円</u>
<u>長野県</u>	<u>13,000 円</u>
<u>岐阜県</u>	<u>13,000 円</u>
<u>静岡県</u>	<u>12,000 円</u>
<u>愛知県</u>	<u>12,000 円</u>
<u>三重県</u>	<u>12,000 円</u>
<u>滋賀県</u>	<u>11,000 円</u>
<u>京都府</u>	<u>20,000 円</u>
<u>大阪府</u>	<u>16,000 円</u>
<u>兵庫県</u>	<u>17,000 円</u>
<u>奈良県</u>	<u>12,000 円</u>
<u>和歌山県</u>	<u>11,000 円</u>
<u>鳥取県</u>	<u>9,000 円</u>
<u>島根県</u>	<u>12,000 円</u>
<u>岡山県</u>	<u>14,000 円</u>

<u>広島県</u>	<u>14,000 円</u>
<u>山口県</u>	<u>9,000 円</u>
<u>徳島県</u>	<u>10,000 円</u>
<u>香川県</u>	<u>15,000 円</u>
<u>愛媛県</u>	<u>12,000 円</u>
<u>高知県</u>	<u>12,000 円</u>
<u>福岡県</u>	<u>17,000 円</u>
<u>佐賀県</u>	<u>11,000 円</u>
<u>長崎県</u>	<u>13,000 円</u>
<u>熊本県</u>	<u>14,000 円</u>
<u>大分県</u>	<u>11,000 円</u>
<u>宮崎県</u>	<u>11,000 円</u>
<u>鹿児島県</u>	<u>11,000 円</u>
<u>沖縄県</u>	<u>12,000 円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鈴鹿市職員の旅費の支給に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和 34 年鈴鹿市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する出張命令権者（以下「出張命令権者」という。）が条例第 3 条第 5 号に規定する出張命令等（以下「出張命令等」という。）を発する旅行及び退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）した場合又は死亡した場合において条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に出張命令権者が出張命令等を発した旅行及び退職等となった場合又は死亡した場合において同項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出張命令権者が出張命令等を発し、かつ、施行日以後に出張命

令権者が条例第4条第3項の規定により当該出張命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。